

○○○○○○○○○○協会 会員規程

第一章 総則

第1条（目的）

この会員規程（以下「本規程」といいます）は、○○○○○○○○○○協会（以下「当協会」といいます）の会員（以下「会員」といいます）に関し、必要事項を定め、また会員の心得・規範を明確にし、並びに当協会の安定的な運営の確保を目的とします。

コメントの追加 [KM1]:  
会員の心得・規範を明確にすること

コメントの追加 [KM2]:  
協会の安定的な運営の確保を目的としています。

第2条（本規程の適用）

本規程は、当協会の次条に定める全ての会員に適用し、当協会は本規程の下、運営管理を行うものとします。また、当協会が随時発表する諸規定も、本規程の一部を構成するものとします。

コメントの追加 [KM3]:  
随時協会が定める決まり事（規約、注意事項など）も、この規程の一部とすることができます。

第3条（会員の種別）

当協会の会員は、当協会の定める各会員種別によります。

- ①正会員
- ②○○○○○○○○○○会員
- ③法人会員
- 会員

コメントの追加 [KM4]:  
左記のような会員種別を定めましたが、お考えの種別をご教示ください。

コメントの追加 [KM5]:  
左記のような会員種別を定めましたが、お考えの種別をご教示ください。

第二章 入会申込等

第4条（入会申込及び基準）

- 1 会員になろうとする個人、法人及び団体は、当協会が定める入会申込手続を行い、所定の年会費等（以下「会費等」といいます）を所定の方法により支払うものとします。
- 2 当協会は、当協会が定める入会基準に基づき、入会の可否を決定し、これを通知するものとします。

コメントの追加 [KM6]:  
「所定の年会費」と記載しておりますが、もちろん無料とされることも可能です。

第5条（会員資格有効期間）

- 1 会員資格の有効期間（以下「有効期間」といいます）の起算日は、当協会から第4条第

コメントの追加 [KM7]:  
受講規約同様、入会についても協会が審査し決定することができるようにしております。

2項の入会の承認通知があった日とし、有効期間内に当該会員が退会に至った場合を除き、有効期間は起算日から当協会が定める更新日まで存続するものとします。

2

コメントの追加 [KM8]:

#### 第6条（会費及び特典）

1

2

### 第三章 変更・禁止行為等

#### 第7条（変更手続）

1 会員は、その氏名（商号）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレス等の会員情報について変更があったときは、遅滞なくその旨を当協会に通知するものとします。

2

3

第8条（禁止行為）

1 次の各号に該当する行為を本規程における会員の禁止行為と定めます。なお、会員が当該禁止行為を行った場合、当協会は、直ちに当該会員資格を停止させ、当該禁止行為により当協会が損害を被った場合、被った損害の賠償を当該会員に請求することができるものとします。

- ①自己または第三者の利得に資する目的で当協会に対して行う虚偽の報告、不正行為、その他当協会の信用の失墜をきたすような背信行為
- ②当協会または当協会関係者の財産（知的財産を含みます）、プライバシーを侵害し、もしくは侵害する恐れのある行為、または誹謗中傷し、名誉を傷つける行為
- ③

④

2

第四章 秘密情報等

第9条（秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止）

コメントの追加 [KM9]:

会員の禁止行為について、気になること、回避したいこと、ご不安なことなどあればおっしゃってください。盛り込み加筆いたします。

コメントの追加 [KM10]:

会員のみが負うべき秘密保持義務を定めています。

第10条（知的財産権の取扱い）

1

- 2 会員は、前項の各コンテンツの模倣、これらに含まれるノウハウの使用、ロゴ、画像、文章等の著作物の複製、翻案、公衆送信その他の権利の侵害行為などは厳に慎むものとします。当条項及び前条は、会員がその資格を喪失した後も効力を有するものとします。

コメントの追加 [KM11]:

秘密保持義務と知的財産権についての条項は、会員でなくなった後も有効に存続する旨明記しております。

#### 第 11 条 (免責)

当協会は、

については、自らの責任においてこの全ての活動を行い、当該活動に関連して会員その他第三者に損害やトラブルが生じた場合でも、当協会に故意または重大な過失がある場合を除き、当協会は一切責任を負わないものとします。但し、その処理については当協会も誠心誠意協力し、問題の早期解決のため、被害の発生状況や事実関係の究明を図り、その対応について誠意を持って行うものとします。

コメントの追加 [KM12]:

協会は責任を負わない旨明記しております。

コメントの追加 [KM13]:

わざと

コメントの追加 [KM14]:

責任は負いませんが、協力して早期解決を図る旨記載しております。

### 第五章 改正等その他

#### 第 12 条 (規程の改訂)

#### 第 13 条 (合意管轄)

附則 平成30年7月1日 制定・施行